

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(.H21年度 意見)

NO	監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応方針・方針等
					部・局	課・室		
1	21	意見	役員(理事・監事)	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	産業創出課	<p>事業部の長は理事に就任すべきである。</p> <p>出資法人の改革プランの方針として自主性・自立性を謳っているが、そのためには原則として、部長以上の人事については県OB並びに派遣職員をなくするとともに、民間から経営能力があると認められる人材を登用すべきである。</p> <p>理事は業務執行の委任を受ける者であり理事会に出席できない者(現状は持ち回り決議が大半)は理事としてふさわしくないと考えるのが新公益法人制度の趣旨である。</p>	<p>組織の見直しにより平成23年度から部長職2名は理事に就任している。</p> <p>財団が求められている役割を十分に果たすための人材確保や継続的・計画的な事業運営の観点から、県OBや派遣職員の全廃は、困難であるが、県では、同プランに基づき人的関与の見直しを行っており、23年度には、県OBの部長を1名削減するとともに、派遣職員についても管理職を含む4名を引き揚げたところである。</p> <p>趣旨に従って、適切に新公益法人への移行準備を進める。</p>
2	21	意見	役員(評議員)	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	産業創出課	<p>評議員制度もあるが手続き上の事務処理として行われているものであり機能しているとは思えない。</p> <p>新公益法人制度では、理事は業務執行責任のある役員であり、評議員は法人の基本方針を決定し理事の業務執行を監視する役目である。</p> <p>現在の理事の多くは出捐団体の代表者でもあり、新たな公益法人制度改革に際しては、理事の業務執行を監視する役目である評議員となることがふさわしいと考える。</p> <p>県が関与する必要があるならば、非常勤理事または評議員として対応するのが望ましい。</p>	<p>会議は熱心に審議されており、機能していないとは認識していない。</p> <p>なお、当財団においては、新公益法人へ移行するため、準備を進めており、移行時の評議員選定委員会においても、適切な評議員の人選を行いたい。</p>
3	21	意見	役員(ガバナンス)	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	産業創出課	<p>財団の中小企業支援事業にとって不可欠の人材で看板事業を担っているが、組織外の外部人材(雇用ではなく事業報酬)である。主たる事業の運営を恒久的に外部依存することは財団の独立性と経営責任に関わる問題点と考える。職員の人件費が国及び県からの補助金の必要経費対象とならないという問題点も絡んでいると考えられる。</p> <p>専門員は外部人材であり業務委託としての位置づけであるため経営責任がない。これらの者は経営指導者として実務経験のあるものであり、本来ならば正職員として採用し経営の中枢に参画することにより財団の事業を活性化する役割を果たすことが組織的に期待される。</p>	<p>内部人材の育成には引き続き取り組み、コーディネーター等への登用も検討していく。</p> <p>ただし、プロパー職員として、多彩かつ多数(22年度17名)のコーディネーター等を雇用することは不可能であるため、国等の制度や資金を活用した外部人材の活用を基本として、内部人材の育成との両面により、財団の中小企業支援機能の向上と組織の活性化を図っていく。</p> <p>なお外部人材は地域の中小企業支援の即戦力であることはもとより、内部人材の育成や組織の活性化にも寄与している。</p>
4	21	意見	人件費	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	産業創出課	<p>将来支払が確実である退職金費用が会計上計上されておらず、簿外費用(即ち、財団事業費の過少計上)となっている。派遣職員が将来県職員を退職した時には財団勤務時代の給与に対応する退職金を支給されるはずである。派遣期間中は派遣先(財団)が負担すべき人件費を県が負担することになり将来において県民の税金からの支出となる。</p> <p>派遣期間中も将来支払うべき退職給付費用は発生しており、毎年の派遣職員の退職金増加額は財団の事業コストと認識すべきである。</p>	<p>県では、財団を、中小企業支援法に基づき、県内に一つに限って指定し中小企業の支援を行わせる「指定法人」等に指定し、創業や経営基盤強化支援に総合的に取り組んでいるが、その政策目的を十分に果たすためには、県と財団の十分な連携及び一定の人的支援が必要であり、県と財団との派遣協定において、派遣職員の退職金は、県が負担することとしている。</p>

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(.H21年度 意見)

NO	監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応方針・方針等
					部・局	課・室		
5	21	意見	公益法人の管理監督(外部監査・公益法人の管理監督)	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	産業創出課	平成21年3月31日現在、資産合計15,476百万円、負債合計12,590百万円、事業活動収入1,118百万円といずれも前記の指導監督基準における監査を要請すべき基準を超えており、県は財団に対して監査を受けるよう指導すべきである。	新公益法人への移行後は、会計監査人を置くことが、必要となるため、適切に指導を行う。 また、この2年間で、財団の支援機能の向上(えひめビジネスサポートネットワークの中核機関、農商工連携ファンドの実施機関)が図られるとともに、産業技術研究所EV開発センターの整備、テクノプラザ愛媛への中小企業団体中央会の入居のほか、県が策定した「愛媛県経済成長戦略2010」(H21.3)における成長分野の企業がインキュベート・ルームへ入居するなど、同施設並びにその周辺地域の本県産業支援における重要度は、ますます高まっていることから、より効果的な支援のあり方を検討し、運用面の改善などに取り組みつつも、施設の規模自体は当面、現状を維持すべきと考える。 なお、県下全域でのサービス拡充に関しては、県内の各産業支援機関をメンバーとするオール愛媛のワンストップ支援体制である「チームえびす」による支援体制が構築されていることから、これを有効活用することで対応する。
6	21	意見	テクノプラザ愛媛の有効性	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	産業創出課	新事業の創出や既存企業の新規事業展開を支援することは地域活性化にとって重要なことであり、これに対する支援は維持すべきと考える。 インキュベート・ルームを提供すること並びに専門家によるサポートを行うことは有効な行政サービスと考えられるが、インキュベート・ルーム及び創業準備室の空室が続いている状況下において、施設の需要は少ないことも認識すべきである。 もし必要があるならば、他の類似機能を有する公共施設や民間ビルの空室を有効利用することも考えられる。また、県の事業として松山地域だけでなく県下全域に気を配り、不足する地域のサービス充足も必要と考える。	直近3年におけるインキュベート・ルーム利用率は、19年度82.3%、20年度64.0%、21年度55.9%と急激に低下しているが、創業準備室利用率は、19年度30.4%、20年度28.6%、21年度50.6%と増加傾向にあることから、企業等による研究開発への取組は低調である一方、個人の創業志向は高まっていると見られ、これらの動きはここ数年の景気の大きな変動も影響していると思われることから、直近1・2年の状況だけで判断するのではなく、もう少し長い期間での利用率を見たうえで規模の是非を判断すべきと考える。 また、この2年間で、財団の支援機能の向上(えひめビジネスサポートネットワークの中核機関、農商工連携ファンドの実施機関)が図られるとともに、産業技術研究所EV開発センターの整備、テクノプラザ愛媛への中小企業団体中央会の入居のほか、県が策定した「愛媛県経済成長戦略2010」(H21.3)における成長分野の企業がインキュベート・ルームへ入居するなど、同施設並びにその周辺地域の本県産業支援における重要度は、ますます高まっていることから、より効果的な支援のあり方を検討し、運用面の改善などに取り組みつつも、施設の規模自体は当面、現状を維持すべきと考える。 なお、県下全域でのサービス拡充に関しては、県内の各産業支援機関をメンバーとするオール愛媛のワンストップ支援体制である「チームえびす」による支援体制が構築されていることから、これを有効活用することで対応する。
7	21	意見	テクノプラザ愛媛(施設)の有効性(施設の有効性)	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	産業創出課	財団が主催者として行っている技術開発の事業内容を見ると、予算は財団を経由しているけれども事業の推進は愛媛県産業技術研究所が主体となって行っていることが多い。 国等からの競争的資金確保に伴う委託費・研究費の支払い先も技術研究所のウエイトが高い。したがって、技術研究所内に財団機能を併存させてもスムーズに運営できると考えられる。 また、松山市への委譲や民間移譲を心配されているが、松山市はNPOが経営するインキュベート室の家賃半額補助(3年間)制度を設けている。 民間貸事務所空室利用促進の為、家賃の一部補助制度を設けてベンチャー企業を支援することも考えられる。柔軟に対策を講ずれば、県有施設を提供するよりも経済的で、県下全域にわたり施設を提供できると考える。 なお、Bizポート内には中小企業支援機構の相談室もあり、ベンチャー支援を目的とするNPOのサービスも利用可能である。	国等による競争的資金による技術開発に関しては、財団を核としたグループ(県・民間企業等)で提案しているが、財団では資金獲得のためのコーディネート業務が主であるため、事業費の多くが研究開発を行う産業技術研究所を始めとする他の機関に流れるのは当然である。また、財団は産業支援のため数多くの事業を行っており、本事業はその中の1つに過ぎないが、それをもって財団全てを同所に移転させればよいというのは議論が飛躍していると思われる。 さらに、産業技術研究所ではEV開発センターを新たに整備するなど限られたスペースで機能拡充を行ったところであり、既存の事務スペースで財団機能を移転させるだけの余裕はない。 インキュベート・ルームは単なる貸しオフィスではなく、入居者が自立或いは研究開発成果の早期化が図られるような様々な支援を行うためのものであり、新規創業者や新たな事業分野に進出するべく研究開発に取り組む企業等にとって求められる支援を提供できる環境こそが重要で、単に場所を提供すればよいものではない。 テクノプラザ愛媛内には産業支援団体である財団を始め愛媛県中小企業団体中央会、社団法人発明協会愛媛県支部が入居しており、経営指導や知的財産権などの助言を受けることが容易であるほか、隣接する産業技術研究所から技術的なサポートを受けることも可能であり、支援を必要とする入居者にとっては非常によい環境であると考えており、敢えて施設を廃止して分散させる必要は無いと考える。

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(.H21年度 意見)

NO	監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応方針・方針等
					部・局	課・室		
8	21	意見	テクノプラザ愛媛(施設)の有効性(施設の有効性)	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	産業創出課	<p>インキュベート・ルーム入居者等のことと思われるが、移転先の確保等は困難な問題ではないと考えられる。 松山市のNPOが管理するビズポートその他類似支援団体の施設を活用することもできる。</p>	<p>移転先の確保を懸念しているのではなく、入居者に現状と同水準の支援体制を維持できるかが重要な問題である。そもそもインキュベート・ルームは単なる貸しオフィスではなく、入居者が自立或いは研究開発成果の早期化が図られるような様々な支援を行うためのものであり、新規創業者や新たな事業分野に進出すべく研究開発に取り組む企業等にとって求められる支援を提供できる環境こそが重要で、単に場所を提供すればよいものではない。</p> <p>テクノプラザ愛媛内には産業支援団体である財団を始め愛媛県中小企業団体中央会、社団法人発明協会愛媛県支部が入居しており、経営指導や知的財産権などの助言を受けることが容易であるほか、隣接する産業技術研究所から技術的なサポートを受けることも可能であり、支援を必要とする入居者にとっては非常によい環境であると考えており、取立て施設を廃止して分散させる必要は無いと考える。</p>
9	21	意見	テクノプラザ愛媛(施設)の有効性(施設の有効性)	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	産業創出課	<p>財団及びビジネスサポートオフィスの移転先については、愛媛県産業情報センターに集約する。 愛媛県産業技術研究所内に財団住所を移転し相談窓口を設ける。財団の兼務職員は同研究所の職員が兼務している。 愛媛県中予地方局庁舎に財団住所を移転し相談窓口を設ける。などの代替案が考えられる。</p>	<p>既存の県有施設を有効活用することについては異論はないが、現在、テクノプラザ愛媛に入居している3つの支援団体が使用している床面積が合計で約590㎡、これに無料相談窓口であるビジネスサポートオフィスや特許広報閲覧室を含めると約860㎡となるが、これだけの面積を確保するとすれば、いずれの施設においても既存の事務スペースだけでは対応できないと思われ、仮に移転するとしても多大な改修費用を要すると見込まれる。</p> <p>なお、産業技術研究所の兼務職員は17名のうち2名に過ぎず、そのどちらも相談窓口業務に従事していない。</p>
10	21	意見	テクノプラザ愛媛(施設)の有効性(施設の有効性)	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	産業創出課	<p>特許情報は電子情報の利用が主流であり、閲覧室の利用はほとんどない。電子情報化されたデータについて書庫が必要であるかについては疑問である。見たところ、いわば書類保管倉庫の機能となっており、代替場所の確保は難しくないと考えられる。</p>	<p>特許情報閲覧室の特許情報には、未だ電子化されていない情報も含まれており、電子情報のみとすることには、支障がある。</p> <p>また、平成23年度から特許情報閲覧室に愛媛県知的所有権センターとして認定されている一般社団法人愛媛県発明協会が入居することとなり、特許公報の閲覧と特許等知的財産権に関する相談を一体的に行える場所として有効活用を図っている。</p>

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(H21年度 意見)

NO	監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応方針・方針等
					部・局	課・室		
11	21	意見	愛媛県産業情報センター(施設)の有効性(施設の有効性)	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	産業創出課	<p>あいあいえひめ(バーチャルモール)、オンライン学習、企業情報化支援サービスを提供しているが、いずれも民間事業者が効率的に運営しているものであり、今となつては公的機関がインフラ整備として提供する必要があるかどうか疑問である。</p> <p>また、運営のための愛媛県産業情報総合ネットワークの維持費は多額(年間運営費80百万円)であり、提供しているサービス内容からみて経済性、有効性に問題がある。</p> <p>中小企業者等への施設の提供とは、インキュベート・ルーム[8室]の運営であるが、入居率も悪く利用料収入も著しく減少している。指定管理による委託料収入を補完するものであるが収入増加の期待は薄く、財団経営上の課題でもある。隣接するテクノプラザ愛媛内にあるインキュベート・ルームと重複する存在であり、必要性と有効性に問題がある。</p> <p>施設毎に利用条件が細かく求められているため、テクノプラザ愛媛に空室があつても、愛媛県産業情報センターへの入居適格者は、テクノプラザ愛媛への入居はできない。両施設のインキュベート・ルームを自由選択できるようにして両施設の利用要項を一本化すべきである。</p>	<p>施設のあり方については、「公の施設のあり方検討委員会」における施設の存廃等も含めた検討を経て、平成22年3月、「行政改革・地方分権推進本部会議」から、「これまで『産業情報総合ネットワーク』や『インキュベート・ルーム』などの提供により、県内企業の情報化支援に取り組んできたが、民間ベースで高速かつ低廉なサービスが提供されるようになった中で、情報化技術の進歩に合わせてハード面でリードし続けていくことは、機器の更新に莫大な経費を投入し続けられない状況となつてきていることから、産業情報ネットワーク等機器整備を伴う情報化支援は縮小する方向で検討する。ただ、インキュベート・ルームの利用等については依然としてニーズもあることから、既に投資した県民共有の資産を有効に活用することを前提に、関係者とも十分に協議を重ね、次期指定管理者の指定更新の是非を判断する平成24年度末までには、これまで取り組んできた「情報化」にかかわらず、新たな機能を持たせることも含めた抜本的な見直しを行う。」との見直し方針を踏まえ、産業情報センターの廃止を含め、今後の有効活用策について検討する。</p> <p>産業情報総合ネットワークが目的としていた中小企業の情報基盤の整備については、平成9年の事業開始当時と比べると、民間事業者による高機能かつ低廉な各種サービスが普及してきたことから、県としても、マルチメディアソフト開発支援やインターネット接続サービスの中止など適時に機能を見直してきたところであるが、提言等を踏まえて、検討した結果、県が莫大な経費をかけて引き続き支援する必要性は、相対的に乏しくなっていると考えられるため、産業情報総合ネットワークは、平成22年度末をもって廃止する。</p> <p>産業情報センターのインキュベート・ルームは、県内の情報通信分野における創業支援に特化して設置されたもので、テクノプラザ愛媛のインキュベート・ルームと入居対象を明確に棲み分けていたが、産業情報センターそのものに関して「行政改革・地方分権推進本部会議」において「これまで取り組んできた『情報化』にかかわらず、新たな機能を持たせることも含めた抜本的な見直しを行う」との方針を受け、情報分野に限り入居を許可していたインキュベート・ルームについては、平成22年12月に隣接するテクノプラザ愛媛の入居要件と統一し、施設を有効に活用出来るよう改善を図っている。</p>
12	21	意見	愛媛県産業情報センター(施設)の有効性(施設の有効性)	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	産業創出課	<p>他県で県立以外の施設として挙げられているものは財団等3セクが運営しているものであり、施設を3セクが所有しているため所有と経営が一致しており、愛媛県の状態(所有と経営が分離することによりどちらも無責任になりがち)よりは望ましいといえる。</p>	<p>3セクであっても、赤字部分を損失補填する形態であれば、効率的な運用に結びつかない。当県の場合、インフラである施設を県が用意し、それを指定管理者である財団が決められた管理料の範囲内で運営しており、施設使用料は財団に帰属する一方、赤字に陥つても県からの補填はない。</p> <p>このため、施設が効果的に運営されるほど財団の利益は増加し、県としては施設の有効活用が図られるという双方にメリットがある仕組みとなっており、逆に他県より望ましい形であると考ええる。</p>
13	21	意見	愛媛県産業情報センター(施設)の有効性(施設の有効性)	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	産業創出課	<p>テクノプラザ愛媛の検討課題と共通。(再掲)</p> <p>インキュベート・ルーム入居者等のことと思われるが、移転先の確保等は困難な問題ではないと考えられる。</p> <p>松山市のNPOが管理するピスポートその他類似支援団体の施設を活用することもできる。</p>	(8の回答に同じ)

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(.H21年度 意見)

NO	監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応方針・方針等
					部・局	課・室		
14	21	意見	愛媛県産業情報センターの有効性	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	産業創出課	<p>しかしながら自治体または外郭団体が行う事業経営の問題点は一度始めた事業はその有効性を自ら検討することもなく慣習として継続しようとするにある。</p> <p>県中小企業支援センター並びに中核的支援機関の指定は、国等の財政支援を受ける機関として役割を果たしていることは認めるが、愛媛産業情報総合ネットワークを現状維持しなければ指定解除されるという問題ではない。</p> <p>施設のあり方を検討しているのであって、国の制度上も県の政策上からも中小企業支援センターとしての財団は必要であると判断している。</p> <p>愛媛産業情報総合ネットワークの基幹装置がなくなっても上記事業の継続には支障がないと考えられる。</p> <p>情報産業の社会インフラが充実してきた今日においては、愛媛産業情報総合ネットワークの移転を必須の条件とは考えないで、システムの廃止の方向でも検討すべきと考える。</p>	<p>施設のあり方については、「公の施設のあり方検討委員会」における施設の存廃等も含めた検討を経て、平成22年3月、「行政改革・地方分権推進本部会議」から、「これまで『産業情報総合ネットワーク』や『インキュベート・ルーム』などの提供により、県内企業の情報化支援に取り組んできたが、民間ベースで高速かつ低廉なサービスが提供されるようになった中で、情報化技術の進歩に合わせてハード面でリードし続けていくことは、機器の更新に莫大な経費を投入し続けられない限り難しい状況となってきたことから、産業情報ネットワーク等機器整備を伴う情報化支援は縮小する方向で検討する。ただ、インキュベート・ルームの利用等については依然としてニーズもあることから、既に投資した県民共有の資産を有効に活用することを前提に、関係者とも十分に協議を重ね、次期指定管理者の指定更新の是非を判断する平成24年度末までには、これまで取り組んできた「情報化」にかかわらず、新たな機能を持たせることも含めた抜本的な見直しを行う。」との見直し方針を踏まえ、産業情報センターの廃止を含め、今後の有効活用策について検討する。</p> <p>産業情報総合ネットワークが目的としていた中小企業の情報基盤の整備については、平成9年の事業開始当時と比べると、民間事業者による高機能かつ低廉な各種サービスが普及してきたことから、県としても、マルチメディアソフト開発支援やインターネット接続サービスの中止など適時に機能を見直してきたところであるが、提言等を踏まえて、検討した結果、県が莫大な経費をかけて引き続き支援する必要性は、相対的に乏しくなっていると考えられるため、産業情報総合ネットワークは、平成22年度末を目途に廃止する。</p> <p>さらに、産業情報総合ネットワークの廃止に伴い、情報に特化した施設としての意義が薄れることから、産業情報センターを廃止(「公の施設の設置及び管理に関する条例」から削除)するとともに、インキュベート・ルームを含めた建物の活用策について検討していく。</p>
15	21	意見	愛媛県産業情報センター(施設)の有効性(施設の有効性)	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	産業創出課	<p>1.本財団でもネットワーク研修室を設けて、インターネット及びマルチメディアソフト制作等に関する研修を可能とし、IT技術者に対して高度専門的な研修プログラムを提供しており有効な事業と認識している。</p> <p>2.しかしながら、これはパソコン機器や最新ソフト等、研修に必要な設備で対応できる合理的な設備投資であり、有効性を問題としている愛媛産業情報総合ネットワークとは別の設備である。事業の有用性は認められるが、事業(ソフト面)と高額な設備投資と多額の維持管理費用(ハード面)の合理性とは論点を分けて考えなければならぬ。</p> <p>3.愛媛県産業情報センターの必要性の論点は建物(箱もの)と愛媛産業情報総合ネットワークの必要性が論点であり、事業内容から見れば過大な設備であり施設の有効性に問題があると考ええる。</p> <p>4.施設が廃止された場合の影響</p> <p>愛媛県産業情報センターが実施している企業の情報化及び新たな事業の創出や支援に関する各種情報や施設の提供がなくなったとしても事業経営者は自ら情報収集して経営改善に取り組むであろうし、インターネット、広告を通じて情報化促進の情報やチャンスは多く存在する。したがって、地域経済への悪影響はほとんどないと判断する。</p>	(14の回答に同じ)

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(.H21年度 意見)

NO	監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応方針・方針等
					部・局	課・室		
16	21	意見	指定管理制度について(選定)	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	産業創出課	財団以外では実施が困難な事業、また財団が本来実施すべき事業まで仕様書に盛り込まれていることが、民間事業者が応募して来なかった要因となっている可能性が高い。このような内容で公募とすることは、却って事務事業を増加させるだけであり、不適正な事務といえる。また、公募したことによっても、指定管理者報酬の水準が妥当か否かも検討できない。財団が実施すべき事業を切り分けた上で公募とすべきであった。	指定管理者が行う業務については、募集要項及び仕様書で示されており、財団が行っている業務(ビジネスサポートオフィスの運営・相談支援など)は対象外である旨を明示しており、他の民間事業者の応募を妨げたとはいえないが、今回の公募においては、例えば「情報提供とは、具体的には各種団体からのパンフレット・報告書の事務所窓口、エントランス内への配置等をいう。」など、応募者がイメージしやすい具体的な記載に改善する。
17	21	意見	指定管理制度について(修繕)	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	産業創出課	現在のところ、外郭団体が指定管理者であり、修繕費の負担についての問題は発生していないが、ある程度は数値基準によるなど、客観的な判断基準の策定が望まれる。 指定管理者である外郭団体は、長期計画の策定の有無、ある場合の施設閉鎖の有無などにつき、担当部署に確認する必要がある。また、指定管理者の協定にあたり、大規模修繕計画を示し、施設休業時の取り決めも盛り込むことが望ましい。	修繕負担に関しては、指定管理者は日常的に発生する不具合(仕上げ材の浮き、ひび割れ、はがれ、照明の故障など)、県は施設そのものに係わる不具合(屋上のひび割れなど)を修繕することとしているが、どこまでが施設そのものに関わるものかを一つ一つ列挙しては、きりがないため、業務仕様書では概念的な表記としている。 なお、現時点では大規模修繕計画は策定していない。
18	21	意見	指定管理制度について(委託金額)	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	産業創出課	指定管理者制度の基本目的である施設の効率的効果的な運営のためには、改革の意識をもち、自由競争ができる環境を作る必要がある。 今回の協定書においては、一定金額で契約最終年度まで固定すべきである。そうすれば経営努力が決算成績に反映され、自主財源も生まれユーザーにメリットのある新たな政策意欲も湧いてくるに違いない。事業で成功することは喜びであり、社会に認められている証でもある。今の契約はその意欲を阻害するものである。	委託料の固定については、他の施設・他県の動向を踏まえ、今回の募集開始までに対応を検討したい。
19	21	意見	小規模企業設備資金制度(県の制度設計)	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	経営支援課	こうした設計は、基本的には国のスキームに基づく制度設計とは言え、今日的にみれば、指定管理者の導入などによって、地方公共団体と外郭団体の関係が大きく見直されてきている状況を踏まえたものとなっており、必ずしも高い金融ノウハウが蓄積されているとは言えない外郭団体に業務を委ねるやり方としては、問題のある内容となっており、改善が必要と考えられる。	小規模企業設備資金制度は、信用力や資金調達力が脆弱であるため設備導入が困難な小規模事業者等を対象に、小規模事業者等設備導入資金助成法に基づき、国が定めたスキームの中で、中小企業支援センターの指定を受けたえひめ産業振興財団が実施しているものであり、国のスキームに基づく制度設計であることから、制度の根幹の見直しは困難である。 近年、利用実績が低迷しており、他の金融支援策の充実等により、小規模事業者の設備導入の促進という所期の目的を達成したと認められることから、平成22年度をもって新規貸付を休止することとした。
20	21	意見	小規模企業設備資金制度(県の制度設計)	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	経営支援課	以上のように、金利面でインセンティブが十分とは言えない上に、民間と比べて煩雑な申し込み手続きや、前述したとおりの厳格な保全を求められていることなども考え合わせると、小規模事業者の育成に資する制度として、機能する条件がきわめて乏しくなっていると云わざるを得ない状況にあり、むしろ、設備貸与、機械類貸与に関しても、改廃を含む抜本的な見直しを行う必要がある。	(19の回答に同じ) なお、本制度は、民間金融機関等では対応が困難な小規模事業者等を対象としており、公的な支援制度としての意義はあると認識している。

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(.H21年度 意見)

NO	監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応方針・方針等
					部・局	課・室		
21	21	意見	小規模企業設備資金制度(財団収支実態と利用実績)	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	経営支援課	このことは、利用者からみると、金融機関としての規模のメリットを果たしえない財団が事業を担っていることで、本来享受できる低利メリットが損なわれている可能性があるということであり、費用対効果からみても、今後さらに残高減少が見込まれるなかで、現行スキームで事業継続を図っていくことにはきわめて問題が多いと指摘できる。 したがって、財団の事業運営上も、当該事業の抜本的な見直しが必要不可欠となっており、早急な対応を検討していく必要がある。	(20の回答に同じ)
22	21	意見	小規模企業設備資金制度(財団における事務手続き)	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	経営支援課	その結果、決定時に付加価値額がマイナスだった1社を除いた26社中、決定時との比較で、付加価値額が増加したのが12社にとどまっており、大部分の設備導入先で条件達成が未了となっているほか、13社で売上がマイナス、11社で営業損益が赤字となるなど、厳しい業況にあることが明らかになった。 条件未達については、サブプライムローン問題に端を発する世界同時不況の影響が強く表れたものとみられ、やむを得ないものと考えられるが、逆に、こうした状況においては、業況管理を通じたモニタリングがきわめて重要となるため、その意味でも、事後管理のあり方を見直して、より適切な体制をとっていく必要がある。	(指摘 2の回答に同じ)
23	21	意見	貸付事業の債権管理(貸倒償却の適正性)	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	経営支援課	債権の償却を行った企業について、償却の実行状況を確認したところ、企業代表者などについて、住民票による確認等は行われておらず、未収貸与料債権償却基準該当性の調査が不十分であった。	(指摘 3の回答に同じ)
24	21	意見	貸付事業の債権管理(貸倒償却の適正性)	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	経営支援課	県は財団に対し、無利子にて小規模企業者等設備導入資金の貸し付けを行っているにもかかわらず、財団の債権の償却にあたっては、十分な関与を行っておらず、また、そのための規定等の整備がなされていないことも問題であるので、規定等の整備を行うべきである。	小規模企業者等設備導入資金貸付事業は、財団が自ら実施する事業であり、債権の償却は第一義的には財団の判断と責任において行うべきものであり、制度上も、県が関与することとされていない。 しかし、県は貸付原資を提供(貸付)していることから、今後は、債権の償却に当たって、財団が設置した「貸与料等債権管理検討委員会」にオブザーバーとして参加し、財団と協議のうえ、償却の是非を検討することとした。
25	21	意見	貸付事業の債権管理(償却による責任)	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	経営支援課	財団の債権回収については、前述のとおり、より早く内容証明郵便を出すべきであったとか、より早く法的措置をとるべきであったということはいえるが、それを怠ったため財団に損害が具体的かつ確定的に生じたとは資料上断定することはできなかった。	財団では、債権の管理を適正に行うため、未収貸与料債権管理規程を定めているが、実際には、規定どおりの処理がなされているとは言い難い事例が認められたことから、今後は、未収債権を適正に管理するため、債権管理規程の遵守について、財団を指導する。 (23の回答に同じ)

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(.H21年度 意見)

NO	監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応方針・方針等
					部・局	課・室		
26	21	意見	貸付事業の債権管理(今後の回スキーム)	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	経営支援課	<p>(1)設備貸与等の債権台帳において、遅延が出た場合はすみやかに催告、内容証明郵便の送付を行うといったルールを作成すべきである。そして、その際は、貸与先企業の安易な引延ばし等を防止するため、財団の職員ではなく、弁護士に依頼すべきである。</p> <p>(2)企業と連帯保証人の資産等を十分に調査、検討して、履行期限の延期を慎重に検討し、少なくとも半年以上支払いが滞った場合には、原則として法的措置を取るべきである。</p> <p>(3)償還期限の延長、毎月一定額の償還を内容とする和解的解決、法的措置の検討に当たっては、原則として弁護士の指導を受けるようにすべきである。</p> <p>(4)償還不能の債権については、速やかに未収貸与料債権償却基準に基づき積極的に償却を行うべきである。</p> <p>少なくとも、未収償還金一覧表に回収不能見込額の記載のある企業について、代表者及び連帯保証人の住民票等を取得してその所在を確認し、また、その資産状況を確認した上で、法的措置ないし償却を検討すべきである。</p>	<p>財団では、債権の管理を適正に行うため、未収貸与料債権管理規程を定めているが、実際には、規定どおりの処理がなされているとは言い難い事例が認められたことから、今後は、未収債権を適正に管理するため、債権管理規程の遵守について、財団を指導する。</p> <p>また、未収債権の償却については、未収先企業の実態や回収可能性を十分に調査・検討したうえで、回収見込みのないものは、債権償却基準に従い適切に処理するよう財団を指導した。</p> <p>財団では、平成22年4月に、債権管理規程の適正かつ円滑な運用を図るため、「貸与料等債権管理検討委員会」を設置しており、今後、貸与先の指導や未収債権の償却等に関する検討を行っている。</p> <p>なお、弁護士への依頼や法的措置への移行については、費用対効果も含めて、個々の事例に即して判断するものである。</p>
27	21	意見	統廃合の妥当性(財団統合の目的・効果)	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	産業創出課	<p>3つの財団が一つになって、庶務・総務の事務が一元化されたことによる事務合理化効果は認められるものの、施設管理は統合前から外注委託であり、業務の合理化効果は認められない。</p> <p>統合による組織変更があつたに過ぎず、プロパー職員の課長・係長等の昇任もなく活性化されたとは言いがたい。また、3法人が統合したにも関わらず、人数合理化はほとんどみられない。</p> <p>統合により事業が整理されて効率化されたのであればよいが、財団の名称が1つになってわかりやすくなったものの、事業内容を見ると県行政(経済労働部)の職員が派遣されて事務事業として執行しているとみられる事業が多くあり、課が増設されて縦割り組織が維持されている。</p>	<p>財団の統合に当たっては、財団1カ所に対応できるワンストップサービスの提供など利用者の利便性の向上、庶務・総務の事務が一元化されたことによる事務合理化効果、施設管理の一元化による担当職員の減員、両施設の管理に関する一括入札などによる管理費の節減や業務の効率化、また、プロパー職員の効果的人事による活性化などそれぞれ一定の効果があつたものと考えている。</p> <p>統合によるメリットを生かし、今後ともより一層業務の効率化及び事務の合理化に努めたい。</p>
28	21	意見	統廃合の妥当性(財団統合の目的・効果)	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	産業創出課	<p>県は財団への出資割合を37.7%(・ / ・)と県報で公表しているが、県は5財団に対して1,967百万円拠出しているので基本財産に占める県の拠出割合は78%(・ / ・)であり、出資割合の高さからも県の関与が高く重要な運営責任があると言える。</p> <p>残り12%は地元金融機関等による出捐であり、事業の密接な関係から出捐に協力したものと考えられる。</p>	<p>意見のとおり現在の財団は、5つの財団が順次統合したもので、全ての県拠出額を合計すると1,967百万円となるが、解散し統合した財団の財産は、当該財団からの寄付として整理されるものである。</p> <p>なお、県においては、県が25%以上出資又は出捐している出資法人について、行政の透明度を更に高める取組みのひとつとして、県ホームページで経営状況等を公表しているほか、「県出資法人改革プラン」の対象として、重点的な指導等を行っており、出資割合を37.7%と整理している同財団は既に対象となっている。</p>

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(.H21年度 意見)

NO	監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応方針・方針等
					部・局	課・室		
29	21	意見	基本財産と特定資産について(基本財産、基金に係る寄付行為の規定)	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	産業創出課	<p>基金の種類を寄附行為で特定しているが、貸借対照表を見ると第7条第3項の3種類以外の基金も多く存在する。寄附行為違反である。</p> <p>しかしながら、基金は用途が特定された積立金であり公益法人会計基準では「特定資産」として計上すべきものである。特定目的の基金すなわち特定資産は経営の必要に伴って保持すべきものであり、理事会で意思決定が可能であり寄附行為で定めなくてもよい。定めるから規定外の基金を持つと寄附行為違反となるのである。</p> <p>ついでに言えば、基金に関する業務方法書を寄附行為で規定(第5条)しているが、これも経営上の内部管理事項であり、理事会で決める事柄である。類似団体の寄附行為をいくつか参照したが、特定の業務方法書の改廃を寄附行為で定めている財団はまれであった。</p> <p>寄附行為では、財産の種類を基本財産、基金及び運用財産と3区分で規定しているが、他の財団では基本財産と運用財産の2区分のところも多い。先に述べたように、基金は経営管理上の取り扱いであり、寄附行為で定める必要はない。基金の運用は当然に寄附者の方針又は計画に従うべきである。</p>	新公益法人への移行の検討の中で、適正化を図ってまいりたい。
30	21	意見	基本財産と特定資産について(基本財産及び特定資産の意味)	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	産業創出課	<p>「公益法人会計基準」(平成16年改正以後)では固定資産の部は基本財産、特定資産、その他の固定資産に分類され、特定目的に使用する基金は「特定資産」として計上すべきものとされている。特定資産には用途を特定された寄附金(出捐金を含む)及び財団が運用資産から振り替えた基金がある。多くの基金は財団統合時に用途を特定した寄附金として受け入れたものであり、特定資産として会計処理すべきものと考えられる。</p> <p>技術振興基金450百万円、地域産業活性化基金650百万円、情報化基盤整備基金300百万円は用途が特定されている基金であるため特定資産であり、基本財産から振り替えるべきである。その後、事業の縮小や中止となれば資金の用途を検討して資金を有効活用すべきことになる。ただし、基本財産として決算承認済みであるため、基本財産を取り崩して特定資産とするためには理事会、評議員会の決議と基本財産を取り崩すことについて県知事の承認が必要である。</p> <p>特定資産に計上されている「経営安定資金積立預金」12百万円は用途が抽象的で具体的な使用目的が明らかにされておらず、業務方法書もない。</p> <p>用途が明らかなでない科目は「特定資産」に計上できない。「その他の固定資産」であり遊休財産の計算に含まれる。</p> <p>用途を特定できるのであれば、積立方針及び使用方法(目的使用)を明らかにして目的を示す科目で計上しなければならない。特定資産の科目は経営方針を具現化するものであり、単に事務処理だけで科目振り替えできるものではなく、業務方法書又は取扱要領を定めて理事会の決議が必要である。</p>	新公益法人への移行の検討の中で適正化を図ってまいりたい。 22年度予算から適正化を図った。(運用資産に計上)

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(.H21年度 意見)

NO	監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応方針・方針等
					部・局	課・室		
31	21	意見	総務企画部の事業	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	産業創出課	企画情報課の事業は会計単位が二つに分れているが、両者の事業内容を区分すべき質的違いは認められず、財源の違いで区分されているにすぎず、一つの会計単位とし事業の会計責任(アカウンタビリティー)を明確にすることが望ましい。	中小企業に対する情報化支援活動の促進を目的とした事業は情報化基盤整備促進事業特別会計(基金)で整理し、それ以外の事業については一般会計(基本財産)で整理しており、基金である情報化基盤整備促進事業特別会計と基本財産である一般会計を一つの会計単位とすることは困難である。
32	21	意見	総務課の事業(会計データ)	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	産業創出課	<p>運営経費は県が事実上負担しており赤字とならない仕組みであるが、逆に非効率であっても責任がない。</p> <p>財団職員には管理やシステムの専門家はおらず、管理費用の大半は外部に委託している。運営コストが経済的であるかどうかは外注委託費の中身を検討しなければならない。</p> <p>財団施設を管理すること(直言すれば契約事務の管理)が目的であり、施設管理の経済性、効率性、有効性は運営する職員にとって別問題であると感じる。</p> <p>利用料収入を除く財団の受託収入は県にとっては施設の維持管理コストである。</p> <p>平成18年度以後の平均受託収入は220百万円であり、毎年同額の維持管理コストがかかっている。</p> <p>中でも、産業情報ネットワークシステム管理運営費が平均80百万円と多額であり、その対価に見合ったサービスが得られているか、費用対効果を検討すべきである。他でも述べているが、民間でも供給されているサービスであり、時期を見て撤退すべきと判断している。</p>	<p>施設の運営経費は指定管理料で賄われているが、財団は委託料の範囲内で運営しなければ赤字を被ることとなるため、非効率であっても責任がないということはなく、赤字が生じた場合は、財団自身が、その責任を負うことになる。</p> <p>管理費用の大半が外部委託との意見については、財団の限られたスタッフで全てを賄うのは不可能であり、専門的知識・技術を要する業務は、より効率的に運営するためアウトソーシングするのは一般的な流れである。</p> <p>また、委託に際しては可能な限り競争入札に付すなど効率的な執行に努めている。</p> <p>(6段落目、 14の回答に同じ)</p>
33	21	意見	総務課の事業(会計データ)				<p>施設管理については実際に管理業務を行うのは外注委託先であり、施設管理に関しての財団の業務は委託契約の事務並びに外注先から実績報告を求めることが主たる業務内容であり、職員自らが行う日常作業はほとんどない。したがって、施設管理に関して県が直接執行すれば人件費及び需用費役務費等の大半は経費節減となる。</p> <p>公益法人制度のところでも検討しているが、ハードの施設管理は民間が行っている事業であり公益事業といえるかどうか問題がある。実体としても財団を経由して外部委託しているものであり、財団の使命は施設を利用してソフト面で中小企業振興に有益な事業をすることにある。</p> <p>愛媛産業情報総合ネットワークの管理は外注委託であるため、財団は外注委託契約に関する事務代行のみで、財団にはシステム専門家はいないためシステムを管理しているのは外注先の専門家である。愛媛産業情報総合ネットワークは県が維持管理すべき設備であり、財団を経由して外注する合理性は認められない。</p>	<p>施設管理においては、外注委託先は委託された個別の部分(電気・空調・昇降機など)のみ保守管理しているに過ぎず、施設全体が適切に管理運営されているかは、指定管理者である財団が本来業務として日々行っている。日々の業務には、日常点検から利用者等への窓口対応、委託業務の管理といった幅広い内容が含まれており、仮に県が直接執行したとしても、同様である。</p> <p>財団の使命に関しては異議はないが、「ハードの施設管理は民間が行っている事業であり公益事業といえるかどうか問題がある。実体としても財団を経由して外部委託している」という部分は、施設全体の管理は財団自身で行っており、個別の部分を外注しているに過ぎない。</p> <p>(3段落目、 14の回答のとおり産業情報総合ネットワークは廃止することとしている。)</p>

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(.H21年度 意見)

NO	監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応方針・方針等
					部・局	課・室		
34	21	意見	総務課の事業(会計データ)	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	産業創出課	<p>利用料収入は財団にとって重要な収入となる。稼働率が低く、民間同様柔軟に入居対策を講ずるべきである。いかに努力しても需要が低いとすれば、必要性が認められていないと認識すべきである。</p> <p>満室になった場合の計算は次表のとおり、年間収入はテクノプラザ愛媛76百万円、愛媛県産業情報センター10百万円合計87百万円であり、満室はあり得ないと考えるが50%稼働を目標にしても年間収入44百万円が見込まれる。現状(平均30百万円)の1.5倍の収入となる。</p>	<p>財団において、従来以上に積極的な営業活動(HP上での入居案内、関係団体へのパンフレット配布など)に取り組むとともに、入居することによる付加価値の向上に努める。また、支援を必要とする企業等が入居しやすいよう、入居要件の拡充を図る。</p>
35	21	意見	企画情報課の事業(決算推移表)	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	産業創出課	<p>事業活動収入は毎年減少の一途であり、県補助金収入の範囲内で事業をしているため、収入がいくら減少しても収支はおおむね均衡している。事業の必要性がない証拠であり、251百万円の基本財産は事業規模直近3年平均は28百万円、平成20年度は19百万円)からして過大であり、基本財産の流動化(事業資金として使えるようにする)または県への寄附等を検討すべきである。資金を企画情報課の基本金として特定財源化したことは財団統合時の事業計画が不十分であり、事務的に統合処理したことが根本原因である。</p> <p>事業目的を付けた科目で特定資産に計上すべきものを基本財産としたことは不適当な会計処理である。</p>	<p>公益財団法人の認定を目指している財団では、収支が均衡するように健全経営を心掛けているところである。</p> <p>企画情報課所管の251百万円の基本財産については、総務企画部の人件費及び行政財産使用料などの管理費に充当しており、財団を運営するための必要な財源で、財政的に逼迫している財団の運営状況においては、県への寄附等を検討する余地はない。</p> <p>なお、今後、基本財産は、財団全体の資産として活用していくこととする。</p>
36	21	意見	企画情報課の事業(事業報告書)	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	産業創出課	<p>受講者数が少ない。</p> <p>2講座で2百万円のコストがかかっており、受講料収入は80万円である。</p> <p>講師料の減額と受講料額の増加をはかり、収支相償を目指すことが望ましい。</p>	<p>財団が自主事業として実施した「えひめ情報通信人材育成研修事業」は、国の補助を受けた平成20年度限りの単年度事業で、現在は実施していないが、今後、同様の研修事業を実施する場合は、収支のバランスを助案しながら計画を立てていくこととする。</p>
37	21	意見	情報化基盤整備促進事業(会計データ)	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	産業創出課	<p>(1)情報化基盤整備事業特別会計(会計13)の会費収入11百万円はすでに廃止を提言している愛媛産業情報総合ネットワークを利用する賛助会員からの収益である。愛媛産業情報総合ネットワークの管理コストは80百万円であり特定の会員のために県(民)は69百万円の負担をしている。このネットワークを使う主たる事業はパーソナルモールの運営であり、費用効果の観点からインターネット等が普及している現状では多額の税金を使って県が情報インフラ整備をする必要性は認められない。</p> <p>(2)愛媛産業情報総合ネットワークの管理は外注委託であるため、財団は外注委託契約に関する事務代行のみで、財団にはシステム専門家はいないため愛媛産業情報総合ネットワークを管理しているのは外注先の専門家である。愛媛産業情報総合ネットワークは県が維持管理すべき設備であり、財団を経由して外注する合理性はどこにあるのか。</p>	<p>(14の回答に同じ)</p>

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(.H21年度 意見)

NO	監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応方針・方針等
					部・局	課・室		
38	21	意見	情報化基盤整備促進事業(事業実績報告)	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	産業創出課	基本財産3億円は解散した旧・愛媛産業情報センターの基本財産が元になっている。財団が解散して別の財団へ資産が寄附された場合、基本財産であればその運用益は、財団全体の運営資金として使用すべきであり、特定の担当課のみが管理すべき基金ではない。 特定資産とすることも考えられるが、その場合は事業計画を文書にして理事会の承諾を受ける必要がある。現状は、企画情報課の特定財源化した基本財産として処理されているが、原因は、財団の統廃合に際して、事業で基金の再検討を行わず、単純に過去の財団の事業と基金を引き継いだことにある。 この意味で統合手続きは合理性を欠くと言える。 基本財産300百万円は事業規模(直近3年平均は21百万円、平成20年度は19百万円)からして過大であり、基本財産の流動化(事業資金として使えるようにする)または県への寄附等を検討すべきである。	基本財産3億円は、国の補助事業である「情報化基盤整備促進事業」により造成されたもので、財団が情報化基盤整備促進事業特別会計の基本財産として運用しており、その運用益の範囲内で中小企業の情報化を促進するための事業を実施しているものであり、中小企業の情報化担当課において管理する必要がある。 同事業は、運用益による中小企業に対する情報化支援活動以外の用途を認めておらず、また、処分にあたっては、基金を返納することとされているため、基本財産への流動化又は県への寄附等の余地はない状況である。
39	21	意見	新事業支援課の事業(会計データ)	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	産業創出課	(新事業支援課の)事業直接費は主として国の補助金収入で賄われているが、この事業に要する人件費コストは事業費用として計上すべきである。総数8名約8,000万円が専従の派遣職員の人件費として支払われている。 一般会計2に計上されている人件費はプロパー職員の人件費であり、派遣職員の人件費は総務課の会計において、県からの人件費補助収入及び管理費人件費として処理されている。 派遣職員が従事している各事業の人件費として配賦しなければ事業のコストを把握できないこととなり、会計の基本原則であるの真实性の原則に反している。	県派遣職員の人件費を、便宜上、一括して総務企画部の一般会計に計上しているため、新事業支援課(産業振興部)の会計には、計上されていなかったため、22年度予算から適正化を図った。
40	21	意見	新事業支援課の事業(事業内容、担当者、財源)	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	産業創出課	国の競争的資金を獲得して研究機関を助成し産業を発展させる事業は重要であり、財団は大きな成果を上げていると評価する。 しかしながら事業運営体制についていえば、事業運営上密接な関係にある愛媛県産業技術研究所の担当者が財団の事務を兼務することが効率的と考えられる。	既に平成22年度に県産業技術研究所職員2名が財団の事務を兼務しており、平成23年度には4名を兼務としている。
41	21	意見	新事業支援課の事業(施設の必要性)	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	産業創出課	「テクノプラザ愛媛」がなくても補助金交付事業に支障はないと考えられ、箱ものは必要でないと判断する。 なお、隣接地に「愛媛県産業技術研究所」がある。産学官連携の拠点であるほか新技術の研究、民間事業者の技術・研究の支援、国他県と連携した研究機関であり、産業の創出に欠かせない機関である。県産業創出課の事業はこの研究所とも密接な関係を有しており、この研究所と一体化してこれらの事業をすることが望ましいと考える。研究者は現場視察するとともに現在の所長並びに前任の所長から実態を詳しく聴取した。	財団は県に使用料を支払って、「テクノプラザ愛媛」を利用しているだけであり、当施設は財団の補助金交付事業のための施設ではない。

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(.H21年度 意見)

NO	監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応方針・方針等
					部・局	課・室		
42	21	意見	債務保証事業	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	産業創出課	特別会計は存続して事業経費が発生しているにも拘わらず、平成20年度の事業報告書に債務保証に関して何も記載がない。基本財産1億円(県・伊予銀、媛銀等の出捐金)を投入している事業であり、事業が休止状態であることも含めて事業報告書に記載して報告すべきである。	新規の保証については、平成11年度で終了し、現在事業廃止に向けて検討中であることも含めて、平成21年度事業報告書に記載して報告した。
43	21	意見	債務保証事業(基本財産並びに運転資金)	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	産業創出課	<p><基本財産> 昭和63年度以来、1億円を「基本財産」に計上しているが、特定目的を有する基金であるから「特定資産」に計上すべきものである。貸借対照表推移表のとおり、平成18年度以後、求償権及び債務保証の残高はゼロであり、事業の目的を終えた今となっては基本財産であっても取り崩して1億円資金を有効活用すべきである。県知事の承認を前提として、事業廃止により不必要となった基本財産を取り崩して財団の運転資金に振り替えたり、資金を有効活用する方法を検討すべきである。</p>	(42の回答に同じ)
44	21	意見	債務保証事業(基本財産並びに運転資金)	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	産業創出課	<p><運転資金> 使用見込みのない運転資金である現金預金は平成20年度末では35百万円となっており、このままでは今後毎年100万円増加することになる。運転資金の運用益は雑収入に計上されており、毎年10万円以下である。事業を行っていないので現金預金35百万円及び基本財産1億円は不要な資金である。</p>	(42の回答に同じ)
45	21	意見	債務保証事業(基本財産並びに運転資金)	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	産業創出課	<p><統合手続、行政の問題> 不必要となった資金1億円は財団の他の事業に有効活用すべきである。県民の財産から拠出された多額の資金を有効活用できなかったのは県及び財団における縦割り行政の弊害であり、県所管課の公益法人に対する指導監督にも問題があったといえる。 基本財産1億円は無駄金である。そもそも財団統合時に保証債務事業の基本財産としたことが誤りである。 基本財産は財団全体の運転資金として使用するべきものであり、特定の事業に拘束すべきではない。目的を拘束するならば使用目的ほか取扱要領を定めて「特定資産」として処理すべきである。基本財産を取り崩す場合県知事の許可など特別の手続きが必要であるが、特定資産ならば不必要となれば理事会等の決議により取り崩して他に有効活用できる。しかしながら、債務保証基金については事業を放棄する以上特定資産の必要性も合理性もない。</p>	(42の回答に同じ)

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(.H21年度 意見)

NO	監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応方針・方針等
					部・局	課・室		
46	21	意見	債務保証事業(基本財産並びに運転資金)	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	産業創出課	(基本財産の運用) 休止状態の事業の基本財産として拘束するのは資金の有効性に問題がある。理事長は的確に判断してこの問題を早急に処理すべきである。 基本財産は伊予銀行定期預金に50百万円、利付国債(10年)に44百万円、東京都債6百万円、合計1億円である。 具体的に使用予定がない資金を長期にわたり低利の定期預金運用はいかがなものであろうか。	(42の回答に同じ)
47	21	意見	債務保証事業(基本財産並びに運転資金)	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	産業創出課	(経営責任) 理事長は金融機関の出身であり、民間人の経営管理能力を見込まれて理事長に就任していると思われる。 また、理事長は金融機関の代表でもあり、基本財産及び運転資金の運用は利益相反取引(銀行の利益、財団の損失)の恐れもあり、経営者として説明責任が問われかねない。 本件(長期にわたり財産を有効活用せず放置していること)に関し、財団の常勤理事兼担当部長は経営責任が、県の担当課長は管理責任が問われてしかるべきと思われる。民間企業なら当たり前のことである。	(42の回答に同じ)
48	21	意見	研究開発型企業等投資支援事業	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	産業創出課	(1)事業の実施期間(事業の廃止) 中小企業基盤整備機構の高度化資金を県が無利子で借入れ(455百万円)、県費を継ぎ足しのうえ、県が財団に無利子で貸し付け(10年間)、貸倒損失の財源としている。 当初計画では事業の実施期間は平成7年度～16年度(10年間)となっている。 新規の投資事業は平成14年度をもって終了した。現在は、約定償還の回収(平成22年度の100万円が最終)と損失補填基金の運用のみを行っている。 損失補償基金借入金の県への償還期日である平成24年度をもって事業の終了年度としているが、平成14年度以来新規の事業活動を行っていないのであれば、平成14年度に特別会計を廃止して一般会計に統合し債権の残高管理をする体制にすべきであったと考える。 (資金の非効率等) 現在、財団の損失を県が肩代わりする目的で、その資金を捻出する為に県は205百万円の資金を提供している。損失補填目的で考えれば債務保証と同じ経済効果と見なして、損失発生額を県が負担することにすれば、205百万円の県貸付金は不要となる。県が負担する借入金利息はおおむね次の計算で試算できる。 県借入金205百万円×1.5%(地方債利率)×10年(H15～H24年度末) 31百万円	新規の投資事業は平成14年度をもって終了しており、現在は約定償還の回収と損失補償基金の運用のみを行っているものであり、借入金を県に償還する24年度を持って事業を終了することとしている。 債権の回収と借入金の償還までの運用という、投資と対になった必要な事業を適切なスケジュール管理のもと行っており、適切な事業執行である。 特別会計としていることについても、他の事業に転用できない借入金を管理する上で適切な会計処理である。 なお、当事業は、中小企業庁及び中小企業総合事業団(現中小企業基盤整備機構)が、ベンチャー企業への直接投資等を目的とした「創造的中小企業創出支援事業」のスキームののっとり、資金の効率化等にかかる監査人の提案は適用できない。

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(.H21年度 意見)

NO	監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応方針・方針等
					部・局	課・室		
49	21	意見	研究開発型企業等投資支援事業	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	産業創出課	(2) 求償権 求償権発生(代位弁済)後、5年以上経過している債権の償却を行っているが、業業務方法書細則(2)及び(3)に規定されているように、事実上倒産から3年経過後に処理すべきである。即ち、TD社は平成14年度に、SM社は平成12年度に、ME社は平成15年度にそれぞれ償却処理すべきであった。	求償権の償却については、未収先企業の実態や回収可能性を十分に調査・検討したうえで、回収見込みのないものは、業務方法書細則に従い適切に処理するよう財団を指導した。
50	21	意見	研究開発型企業等投資支援事業	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	産業創出課	(3) 理事会 ・事業を継続することの必要性 ・特別会計とすることの是非 県庁の担当課も財団担当課の職員も長年に亘り問題提起もせず、事業を整理しようとした形跡がない。 これに関し財団の経営トップ(理事長及び常勤理事)並びに県・経済労働部長及び担当課長に責任はないとは言えない。	新規の投資事業は平成14年度をもって終了しており、現在は約定償還の回収と損失補償基金の運用のみを行っているものであり、借入金を県に償還する24年度を持って事業を終了することとしている。 債権の回収と借入金の償還までの運用という、投資と対になった必要な事業を適切なスケジュール管理のもと行っており、適切な事業執行であると考えている。 特別会計としていることについても、他の事業に転用できない借入金を管理する上で適切な会計処理であると考えている。 以上のとおり、継続すべき事業について、適切に事務処理及び会計処理を行っているものであり問題はない。
51	21	意見	産官学連携推進課の事業	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	産業創出課	(技術振興事業特別会計は、)旧財団から引き継いだ基本財産があるため特別会計にしていると考えられる。特別会計とすることにより他事業へ資金を有効活用することが困難となっており、技術振興事業特別会計の特定財源となっている。一般財源化して事業仕分により見直すべきであると考ええる。	技術振興事業特別会計は、国の補助金や県・団体・企業による出捐金を原資として、技術振興を目的に造成した基金であり、区別管理が求められるため特別会計としているものであり、当該目的のために有効活用されている。
52	21	意見	産官学連携推進課の事業	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	産業創出課	特別会計の中で用途が特定された基金として設定されているために特定財源化してしまっている。 本来基本財産であるならば財団全体で資金の有効活用を図るべきであり、特定目的にのみ使用する財源とすべきではない。統合時に特定財源化して特別会計を設けたがために前例踏襲型の慣行的事業になってしまったと考えられる。会計が経営に影響を及ぼしている事であり、県及び財団の担当者は前例踏襲で事務事業の処理をする傾向があるため基本財産の有効活用の是非について見直そうとしたことがない。	(51の回答に同じ)

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(.H21年度 意見)

NO	監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応方針・方針等
					部・局	課・室		
53	21	意見	産官学連携推進課の事業	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	産業創出課	平成17年度から19年度までの3カ年、四国経済産業省の委託事業「ライフサポート産業ネットワーク」によって、専門家等の外部人材を活用するとともに、ライフサポート産業関連の事業創出を図る研究部会を開催した。委託事業が終了した後、四国経済産業局の四国テクノブリッジ計画のもと、産業クラスター形成をめざして、製品製造に向けた研究部会「ライフサポート産業支援事業」を地域産業活性化基金(基本財源)の運用益を財源として実施している。 ・愛媛県技術開発振興財団は昭和59年に基本金700百万円(うち県出捐600百万円)で設立され、平成9年4月に、えひめ産業振興財団の母体である、愛媛テクノポリス財団へ全財産を寄附して統合された。それ以来、650百万円の基金をベースとして特別会計が設けられて今日に至っている。 財団の統合は、本来、経営合理化と事業の効率運営にあるのだが、統合による経営改善の努力がなされた形跡は見られず、特定財源化したまま放置されてきたと言わざるを得ない。	地域産業活性化基金は、国の補助金や県・団体・企業による出捐金を原資として、商品開発等による地域産業活性化を目的に造成した基金であり、区別管理が求められるため特別会計としているものであり、当該目的のために有効活用されている。
54	21	意見	小規模企業設備資金制度	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	経営支援課	組織体制及び管理能力・効率性から考えると1つの会計単位とするのが効率的である。	現行では、設備資金貸付、設備貸与、機械類貸与の3会計単位としているが、平成22年度をもって新規貸付を休止したことから、今後の会計処理をみたくうえで一本化が適当かどうか財団と協議する。(法令上、区分経理を行う必要はある。)
55	21	意見	小規模企業設備資金制度	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	経営支援課	設備の貸付には設備貸与と機械類貸与があるが、利用者からみれば同じである。制度が国か県単独事業かの違いであり、大差はなく、会計を区分する意味は少ない。 借り手にとっては、どちらも設備代金の分割払いであり大差ない。あたかも各種制度を設けて中小企業振興制度が充実しているかのようであるが、制度を複雑にしているだけである。中小企業支援の貸付制度や県信用保証協会の制度が充実している中で、それらの制度利用も難しい中小企業支援案として設備貸与制度等の存在意義があると考えられる。そのような現行制度の利用が困難なユーザー(即ち信用力が足りないユーザー)の資金支援としては、債務保証付融資制度を設けることにより同一効果(設備投資の促進)が得られ、元金を自ら用意する必要もなく、回収管理を民間金融機関に委ねることができる。 資金貸付の制度があるが、類似の制度として県信用保証協会の保証付き融資制度が複数存在し、財団が提携する金融機関窓口では県信用保証協会の保証付き融資制度が一般的に広く利用されている。県は9.設備資金貸付事業を平成20年度で中止することにした。 会計9, 10, 11を貸付事業として一まとめにして問題点を整理する。	県では、信用保証協会の保証付き県単融資制度を実施しているが、設備貸与(リース)は、融資とは異なるメリットを有しており、多様な設備調達方法を確保することに意義はあるが、近年、利用実績が低迷しており、他の金融支援策の充実等により、小規模企業者の設備導入の促進という所期の目的を達成したと認められることから、平成22年度をもって新規貸付を休止することとした。 また、県が債務保証する民間融資制度を創設することについては、現行の県単制度融資(信用保証協会の保証付き)と重複することとなるだけでなく、民間営利企業の貸倒れに対し県が直接債務保証することの是非、後年度負担の発生など、問題が多い。

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(.H21年度 意見)

NO	監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応方針・方針等
					部・局	課・室		
56	21	意見	県補助事業	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	経営支援課	<p>事業費は毎年減少し平成20年度は17百万円(うち人件費が14百万円)であるが、基本財産9百万円からの運用益はゼロに近いため、ほぼ100%県からの補助金によって事業が実施されている。主たる事業は県内下請中小企業への取引のあっせん支援で、これに関連する企業訪問や発注ニーズ調査、講習会、広域商談会等を実施している。</p> <p>これらの取組により、平成20年度は年間を通じて209件の取引あっせんが行われ、そのうち22件が成約し、133百万円の実績が上がり、不況下で厳しい取引環境にある県内下請中小企業の振興に貢献している。</p>	引き続き県内下請中小企業の振興が図られるよう、財団を指導して参りたい。